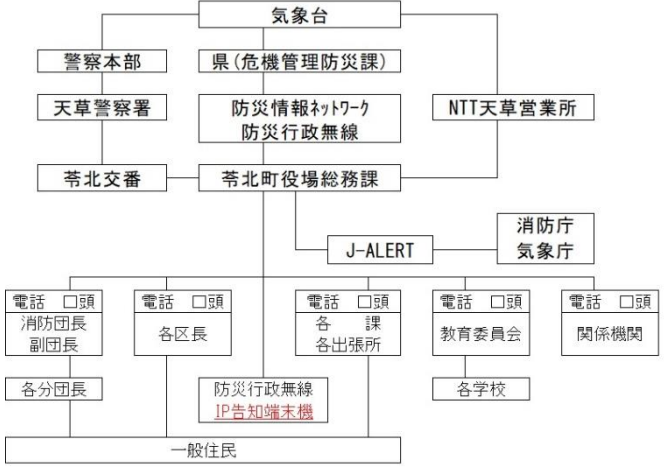
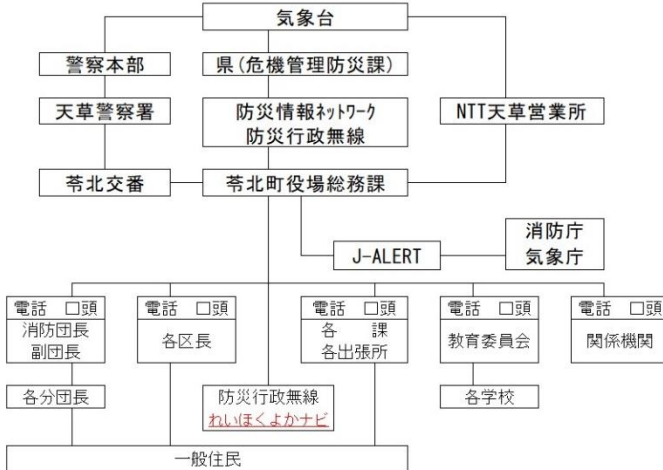


苓北町地域防災計画（案）

新旧対照表

修正前	修正後	修正理由等	頁																																																								
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画																																																										
第4節 火災予防計画 第1項 火災予防計画 3. 消防施設の整備推進 (2)住宅用火災警報器設置の義務化により、一般住宅への設置の推進、指示、啓発活動を行う。 (略)	第4節 火災予防計画 第1項 火災予防計画 3. 消防施設の整備推進 (2)住宅用火災警報器設置・点検・交換に関する啓発活動を行う。 (略)	2011年から義務化されているため、啓発の例示を更新	11																																																								
第6節 建築災害予防計画 第3項 一般建築物等災害予防計画 町は、昭和56年以前に建築確認を取得した住宅の所有者に対して、耐震診断や耐震改修等に係る費用の一部補助を行う。 また、耐震診断や改修の普及・啓発活動や、相談体制の充実、税の特例措置等により、既存建築物の耐震化を促進する。 (略)	第6節 建築災害予防計画 第3項 一般建築物等災害予防計画 町は、平成12年5月までに着工した住宅の所有者に対して、耐震診断や耐震改修等に係る費用の一部補助を行う。 また、耐震診断や改修の普及・啓発活動や、相談体制の充実、税の特例措置等により、既存建築物の耐震化を促進する。 (略)	町補助要綱の改正による更新	17																																																								
第7節 危険物施設等災害予防計画 第1項 危険物貯蔵所等の現況 本町における消防法の規制対象となる危険物貯蔵所等の現況は次のとおりである。	第7節 危険物施設等災害予防計画 第1項 危険物貯蔵所等の現況 本町における消防法の規制対象となる危険物貯蔵所等の現況は次のとおりである。	時点修正	18																																																								
<table><tr><th colspan="6">貯蔵所</th></tr><tr><th>屋内貯蔵所</th><th>屋外タンク</th><th>地下タンク</th><th>屋外貯蔵所</th><th>移動タンク</th><th>小計</th></tr><tr><td>2</td><td>14</td><td>4</td><td>1</td><td>4</td><td>25</td></tr></table> <table><tr><th colspan="3">取扱所</th><th rowspan="3">総計</th></tr><tr><th>給油取扱所</th><th>移動タンク</th><th>小計</th></tr><tr><td>13</td><td>5</td><td>18</td></tr></table> (略)	貯蔵所						屋内貯蔵所	屋外タンク	地下タンク	屋外貯蔵所	移動タンク	小計	2	14	4	1	4	25	取扱所			総計	給油取扱所	移動タンク	小計	13	5	18	<table><tr><th colspan="6">貯蔵所</th></tr><tr><th>屋内貯蔵所</th><th>屋外タンク</th><th>地下タンク</th><th>屋外貯蔵所</th><th>移動タンク</th><th>小計</th></tr><tr><td>2</td><td>9</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>18</td></tr></table> <table><tr><th colspan="3">取扱所</th><th rowspan="3">総計</th></tr><tr><th>給油取扱所</th><th>移動タンク</th><th>小計</th></tr><tr><td>12</td><td>5</td><td>17</td></tr></table> (略)	貯蔵所						屋内貯蔵所	屋外タンク	地下タンク	屋外貯蔵所	移動タンク	小計	2	9	3	1	3	18	取扱所			総計	給油取扱所	移動タンク	小計	12	5	17		
貯蔵所																																																											
屋内貯蔵所	屋外タンク	地下タンク	屋外貯蔵所	移動タンク	小計																																																						
2	14	4	1	4	25																																																						
取扱所			総計																																																								
給油取扱所	移動タンク	小計																																																									
13	5	18																																																									
貯蔵所																																																											
屋内貯蔵所	屋外タンク	地下タンク	屋外貯蔵所	移動タンク	小計																																																						
2	9	3	1	3	18																																																						
取扱所			総計																																																								
給油取扱所	移動タンク	小計																																																									
12	5	17																																																									

修正前	修正後	修正理由等	頁
第3章 災害時応急活動事前対策 第12節 広域応援体制の確立 第1項 応援機関の受入体制の整備 町は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上への施設名の表示に努める。 また、広域応援活動拠点への応援機関の円滑な受入れ体制の整備を進める。 <u>(新規)</u> (略)	第3章 災害時応急活動事前対策 第12節 広域応援体制の確立 第1項 応援機関の受入体制の整備 町は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上への施設名の表示に努める。 また、広域応援活動拠点への応援機関の円滑な受入れ体制の整備を進める。 <u>さらに、応援機関職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援機関職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> (略)	防災基本計画修正の反映	41
第4章 災害応急対策計画 第1節 災害情報等の収集・伝達 第1項 災害情報の収集・伝達 4. 伝達系統及び実施方法 (2) 気象台が発表する気象予警報の伝達は次のとおりとする。 	第4章 災害応急対策計画 第1節 災害情報等の収集・伝達 第1項 災害情報の収集・伝達 4. 伝達系統及び実施方法 (2) 気象台が発表する気象予警報の伝達は次のとおりとする。 	時点修正	51

修正前	修正後	修正理由等	頁
(略) 第3項 災害時広報計画 1. 広報担当 (5) 収集した情報や対策について、町民に周知徹底を図るため、広報車、防災行政無線、<u>IP告知端末</u>、広報紙、携帯電話メールサービス、安否情報システム等により迅速かつ的確な広報を行う。広報事項は、おおむね次のとおりとする。また、広報の手段の選択にあたっては要配慮者にも配慮した方法とする。なお、広報活動に従事する者の安全確保について留意するものとする。 (略) 第2節 災害対策本部等の設置 第2項 災害対策本部 3. 災害対策本部設置後の動員及び配置体制 (4) 職員の動員、配置のための伝達方法 ②勤務時間外における伝達方法 休日、夜間等における伝達は、総務対策部から各部の長に連絡し、部の長は、各部においてあらかじめ定めておいた非常連絡方法により連絡する。職員の招集にあたっては、電話の他、<u>IP告知端末</u>、防災行政無線等確実な方法により伝達を行う。特に緊急配置を必要とするときは、庁用自動車により配置職員の所在場所から配置場所へ移行するなどの措置をとる。 (略)	(略) 第3項 災害時広報計画 1. 広報担当 (5) 収集した情報や対策について、町民に周知徹底を図るため、広報車、防災行政無線、<u>れいほくよかなび</u>、広報紙、携帯電話メールサービス、安否情報システム等により迅速かつ的確な広報を行う。広報事項は、おおむね次のとおりとする。また、広報の手段の選択にあたっては要配慮者にも配慮した方法とする。なお、広報活動に従事する者の安全確保について留意するものとする。 (略) 第2節 災害対策本部等の設置 第2項 災害対策本部 3. 災害対策本部設置後の動員及び配置体制 (4) 職員の動員、配置のための伝達方法 ②勤務時間外における伝達方法 休日、夜間等における伝達は、総務対策部から各部の長に連絡し、部の長は、各部においてあらかじめ定めておいた非常連絡方法により連絡する。職員の招集にあたっては、電話の他、<u>れいほくよかなび</u>、防災行政無線等確実な方法により伝達を行う。特に緊急配置を必要とするときは、庁用自動車により配置職員の所在場所から配置場所へ移行するなどの措置をとる。 (略)	時点修正 時点修正	54 62

修正前	修正後	修正理由等	頁																		
第5節 地震災害対策計画 第2項 地震災害応急対策 1. 災害応急対策の概要 (1) 通信及び広報対策 <table><tr><th>広報の時期</th><th>広報事項</th><th>広報活動の方法</th></tr><tr><td>地震発生直後</td><td> ・地震情報及び地震時の一般的注意事項 ・災害情報及び被害状況 ・町の災害対策活動状況 ・避難に関すること ・その他必要な事項 </td><td> ・広報車の利用 ・広報紙、チラシ等による広報 ・報道機関への広報依頼 ・有・無線放送施設の利用 </td></tr><tr><td>その他</td><td> ・災害情報及び被害状況 ・救援物資の配布に関する情報 ・各種施設等の応急対策及び復旧状況 ・その他必要な事項 </td><td></td></tr></table> (略) 第6節 避難計画 第1項 避難措置 4. 住民への伝達方法 避難指示等の住民への伝達はおおむね次により行う。 (1) 防災行政無線、<u>I P 告知端末及び</u>電話、れいほくよかなビ (略) 第2項 避難所の設置 8. 避難所の運営管理 (3) 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め<u>(新規)</u>るものとする。 <u>(新規)</u> (略)	広報の時期	広報事項	広報活動の方法	地震発生直後	・地震情報及び地震時の一般的注意事項 ・災害情報及び被害状況 ・町の災害対策活動状況 ・避難に関すること ・その他必要な事項	・広報車の利用 ・広報紙、チラシ等による広報 ・報道機関への広報依頼 ・有・無線放送施設の利用	その他	・災害情報及び被害状況 ・救援物資の配布に関する情報 ・各種施設等の応急対策及び復旧状況 ・その他必要な事項		第5節 地震災害対策計画 第2項 地震災害応急対策 1. 災害応急対策の概要 (1) 通信及び広報対策 <table><tr><th>広報の時期</th><th>広報事項</th><th>広報活動の方法</th></tr><tr><td>地震発生直後</td><td> ・地震情報及び地震時の一般的注意事項 ・災害情報及び被害状況 ・町の災害対策活動状況 ・避難に関すること ・その他必要な事項 </td><td> ・広報車の利用 ・広報紙、チラシ等による広報 ・報道機関への広報依頼 ・無線放送施設の利 用 </td></tr><tr><td>その他</td><td> ・災害情報及び被害状況 ・救援物資の配布に関する情報 ・各種施設等の応急対策及び復旧状況 ・その他必要な事項 </td><td></td></tr></table> (略) 第6節 避難計画 第1項 避難措置 4. 住民への伝達方法 避難指示等の住民への伝達はおおむね次により行う。 (1) 防災行政無線、<u>(削除)</u>電話、れいほくよかなビ (略) 第2項 避難所の設置 8. 避難所の運営管理 (3) 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、<u>要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u> <u>また、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u> (略)	広報の時期	広報事項	広報活動の方法	地震発生直後	・地震情報及び地震時の一般的注意事項 ・災害情報及び被害状況 ・町の災害対策活動状況 ・避難に関すること ・その他必要な事項	・広報車の利用 ・広報紙、チラシ等による広報 ・報道機関への広報依頼 ・無線放送施設の利 用	その他	・災害情報及び被害状況 ・救援物資の配布に関する情報 ・各種施設等の応急対策及び復旧状況 ・その他必要な事項		時点修正 時点修正 防災基本計画修正の反映	67 69 76
広報の時期	広報事項	広報活動の方法																			
地震発生直後	・地震情報及び地震時の一般的注意事項 ・災害情報及び被害状況 ・町の災害対策活動状況 ・避難に関すること ・その他必要な事項	・広報車の利用 ・広報紙、チラシ等による広報 ・報道機関への広報依頼 ・有・無線放送施設の利用																			
その他	・災害情報及び被害状況 ・救援物資の配布に関する情報 ・各種施設等の応急対策及び復旧状況 ・その他必要な事項																				
広報の時期	広報事項	広報活動の方法																			
地震発生直後	・地震情報及び地震時の一般的注意事項 ・災害情報及び被害状況 ・町の災害対策活動状況 ・避難に関すること ・その他必要な事項	・広報車の利用 ・広報紙、チラシ等による広報 ・報道機関への広報依頼 ・無線放送施設の利 用																			
その他	・災害情報及び被害状況 ・救援物資の配布に関する情報 ・各種施設等の応急対策及び復旧状況 ・その他必要な事項																				

修正前	修正後	修正理由等	頁
(6) 必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保 <u>(新規)を検討</u>する。 (略) 第18節 海上災害対策 第1項 苓北町の応急対策 2. 情報の伝達及び応急措置 (5) 警戒区域の設定、立入り制限、退去等の命令 ③公表は掲示するとともに、ラジオ・テレビ等の報道機関を利用するとともに広報車・防災行政無線、<u>IP告知端末</u>等により広報を行い、住民へ周知を図る。 (略) 第22節 他機関への出動応援要請 1. 町の体制 災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けた際の取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受入れを図り、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。 <u>(新規)</u> また町は、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づき、応援を要請または応援を行うものとする。なお、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。 (略)	(6) 必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースを確保し、<u>ペットの飼養に関する資材の確保についても配慮するものとする。</u> (略) 第18節 海上災害対策 第1項 苓北町の応急対策 2. 情報の伝達及び応急措置 (5) 警戒区域の設定、立入り制限、退去等の命令 ③公表は掲示するとともに、ラジオ・テレビ等の報道機関を利用するとともに広報車・防災行政無線、<u>れいほくよかナビ</u>等により広報を行い、住民へ周知を図る。 (略) 第22節 他機関への出動応援要請 1. 町の体制 災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けた際の取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受入れを図り、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。 <u>加えて、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援機関職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとし、さらに応援機関職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> また町は、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づき、応援を要請または応援を行うものとする。なお、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。 (略)	防災基本計画修正の反映 時点修正 防災基本計画修正の反映	76 93 99

修正前	修正後	修正理由等	頁
第5章 災害復旧計画	第5章 災害復旧計画		
第1節 施設災害復旧計画	第1節 施設災害復旧計画		
第1項 基本方針	第1項 基本方針		
2.	1. ～2.		
<u>(新規)</u>	<u>3. 町は道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、県、及び電力、通信等のインフラ事業者等の関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u>	防災基本計画修正の反映	102

